



# 意見募集結果の概要

## Exchange & beyond

株式会社東京証券取引所 上場部

2022年11月25日

- 市場区分の見直しに関するフォローアップに係る意見募集（意見募集期間：9月30日～10月31日）を実施
- 22件（法人17件及び個人5件）の提出

属性	法人名
投資家	GMO、Kaname Capital、機関投資家協働対話フォーラム、シンプレクス・アセット・マネジメント、ストラテジックキャピタル、生命保険協会、第一生命保険、フィデリティ投信、三井住友トラスト・アセットマネジメント、りそなアセットマネジメント、リム・アドバイザーズ、ほか1社
証券会社	SBI証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券
上場会社	旭化成
その他法人	タイム、メトリカル

# I. プライム市場について

---



- 資本効率の低い企業が多く見られる状況などを踏まえ、企業に資本効率や株価の改善に向けた取組を促していく必要があるとの意見が多数
  - 具体的な方法として、中長期のROE目標を設定・開示させるべきといった意見や、PBR1倍割れの企業には改善に向けた計画を求めるべきといった意見のほか、上場基準に含むべきとの意見も存在

- 中長期的なROE向上に向けて、資本コストを算出のうえ、ROE目標を設定する等の取組をすべき。さらに、それらの目標のPDCAを開示し、投資家との対話を進めることで、より効果を高めるべき。（生命保険協会）※三井住友トラスト・アセットマネジメントからも同様の意見
- PBRが継続して1倍を下回っている企業には改善計画の開示を求め、毎年、取締役会における検討結果の開示を求めるべき。（フィデリティ投信）※機関投資家協働対話フォーラムからも同様の意見
- 資本効率や株価対策、投資家との対話といったロードマップを策定させ、取引所が実施状況に対してスコアリングを行うことで、高スコアを得ようというインセンティブを与え、改善に努めさせるべき。（タイムム）
- PBRが1倍を下回っている企業において、継続して改善が見られない場合にはスタンダード市場への移行を求めるべき。（フィデリティ投信）※ストラテジックキャピタルからも同様の意見
- 企業価値（EV）のマイナスが恒常化している企業には上場廃止を促すべき。（リム・アドバイザーズ）
- 新規上場時の「企業の継続性及び収益性」の審査において、「ROEが継続的に資本コストを超えると認められること」を追加すべき。（ストラテジックキャピタル）
- PBR1倍割れの銘柄が多すぎる。利益剰余金を必要以上に溜め込み資本効率を悪のまま放置している。（個人投資家）

- グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えたプライム市場のコンセプトを踏まえて、情報開示のより一層の促進や、ガバナンスの更なる充実が必要との意見が多数

## (英文開示の充実)

- 海外投資家からの資金を呼び込むためには、**英文開示の充実が重要**。(三井住友トラスト・アセットマネジメント) ※機関投資家協同対話フォーラム、タイムからも同様の意見
- 英文開示の充実に関しては、**どの資料を優先的に進めるべきなのか、一歩踏み込んだ指針を東証が継続的に公表**することも検討すべき。(SBI証券)

## (社外取締役の機能発揮)

- **社外取締役比率**について、**長期的には過半数を期待**したいが、まずはコーポレートガバナンス・コードで示された3分の1以上の水準を求めたい。(機関投資家協働対話フォーラム)
- 取締役会における**社外取締役の比率**として、**最終的には3分の2以上(あるいは過半数)となることを期待していると方向性を明示**すべき。(海外機関投資家)
- 中長期的な企業価値向上の観点から、**「社外取締役に期待する役割と実績に関する情報開示・対話充実」**を進めるべき。(生命保険協会)
- **社外取締役・社外監査役が国内外の投資家とより一層対話していくよう強く推奨**する施策を実施すべき。対話を通じて、社外取締役・社外監査役が取締役会等でより投資家目線を反映した発言・行動を執ることで期待される。(第一生命保険) ※機関投資家協同対話フォーラム、フィデリティ投信からも同様の意見
- プライム市場上場会社に対して、**「独立社外取締役である取締役会議長」もしくは「筆頭独立社外取締役」を置くことを義務付け、大株主との重要なコミュニケーションに対応することと、取締役会の議題に社外取締役や社外の利害関係者一般の意向が確実に反映されるように努める**ことを求めるべき。(海外機関投資家)

## (取締役会の多様性の確保)

- 多様な視点を持った実効性ある取締役会の構成、ジェンダーダイバーシティの観点から、**女性取締役が不在の企業には期限を区切った選任**への取組を求めるべき。(フィデリティ投信) ※機関投資家協同対話フォーラムからも同様の意見

## (非財務情報の開示)

- 中長期的な企業価値向上の観点から、**「人的資本・知的財産への投資を含む中長期的な投資戦略の情報開示・対話充実」**と、**「経営層による対話への関与推進」**を進めるべき。(生命保険協会)
- 気候変動をはじめとしたESG要素は企業価値に与える影響が大きい要素であることから、**「温室効果ガス削減に向けた2050年カーボンニュートラル目標等の策定検討」、「統合報告書等を通じた、ESGを含む非財務情報の開示充実」**及び**「持続的な成長を実現するための中期経営計画の策定」**を進めるべき。(生命保険協会)
- **SDGsやサプライチェーンにおける人権尊重**といった海外投資家が重視する部分へも**スコアリングや海外投資家との対話の推進**を進めていくべき。(タイム)

## (政策保有株式)

- **安定株主工作が、株主総会での経営者の退出や敵対的買収を困難にし、市場機能を著しく低下**させている。流通株式比率基準の大幅な引上げや、政策保有株式を有する会社の上場廃止等の施策を提案。(シンプレクス・アセット・マネジメント)
- コーポレート・ガバナンス報告書において、**資本政策の基本的な方針、政策保有株式の具体的な削減計画と実績、政策保有株主から売却意向を示された場合に妨げない方針であること、などの開示を強化**すべき。(機関投資家協働対話フォーラム)

## (コーポレートガバナンス・コードの実質化)

- コーポレートガバナンス・コードにおけるエクスプレインは、「検討中」で良しとするのではなく、「(今) 順守することは企業価値向上に照らして適当ではない」ことの具体的な説明を求め、毎年、原則順守の是非についての取締役会における検討結果の開示を求めるべき。(フィデリティ投信)
- コーポレートガバナンス・コードの原則のうち個別企業が「コンプライ」としている事項の実態を取引所が調査・確認すべき。(ストラテジックキャピタル)

## (その他)

- 海外資本を更に呼び込むため、プライム市場上場会社については、円以外での通貨（より事業への関連が高い通貨）でのレポーティングを認めるべき。(海外機関投資家)
- プライム市場にはより高いガバナンスを求めていることから、上場維持基準にも定量だけではなくガバナンス項目を含めるべき。(フィデリティ投信)
- 企業が東証に報告している流通株式比率について、適時開示を求めるべき。(リム・アドバイザーズ)
- 企業の取組や対話の促進のため、プライム上場企業について、投資家がコーポレートガバナンス・コードや上場基準の充足状況等を容易に確認できるように一覧化することも一案。(りそなアセットマネジメント)
- 議決権行使電子プラットフォームの導入を必須化すべき。(機関投資家協働対話フォーラム)

- 日本を代表する市場として上場基準の更なる引上げを求める意見や、企業間の競争や新陳代謝を促す仕組みが必要との意見も

- 日本を代表し世界をリードしていく企業として、上場維持基準である流通株式時価総額基準の段階的な引上げや企業の入れ替え・新陳代謝が進むような取組が必要。(りそなアセットマネジメント) ※三井住友トラスト・アセットマネジメント、リム・アドバイザーズなどからも同様の意見
- 多くの機関投資家の投資対象となるのにふさわしい要件に基準を見直すべき。グローバルな投資家の視点では、少なくとも時価総額2,000億円以上、流通株式時価総額1,000億円以上が必要。また、適正な株価形成や市場の規律の発揮という観点から、発行株式の過半が流通株式であることが望ましい。(機関投資家協働対話フォーラム)
- 流通株式時価総額基準100億円は機関投資家の投資対象としては小さすぎるため、500億円にすべき。(メトリカル)
- 流通株式比率の基準を現行の35%から引き上げるべき。(リム・アドバイザーズ)
- 投資家が負担できるエンゲージメント・コストの効率化、企業間の競争的環境の醸成、国際的な市場間競争における相対的な魅力(規模・流動性など)の維持を狙いとし、プライム市場の企業数には一定の制約を設けるべき。(Kaname Capital)
- 市場の世界的地位を高めるため、上場要件をより厳格化しなかったことは残念。(GMO)
- プライム市場の中に、200社程度への付与を目安とした「エクセレント」の称号を新設し、海外から要求されるより高いレベルの基準を求めることを提案。(個人投資家)



## Ⅱ. スタンダード市場について

---



- プライム市場と同様に、資本効率の低い企業が多く見られる状況などを踏まえ、企業に資本効率や株価の改善を促す必要があるとの意見が多数
  - 具体的な方法としては、プライム市場と同様に、中長期のROE目標を設定・開示させるべきといった意見のほか、上場基準に含むべきとの意見も存在

- PBR 1倍割れの銘柄が多すぎる。利益剰余金を必要以上に溜め込み資本効率を悪いまま放置している。（個人投資家）
- 中長期的なROE向上に向けて、資本コストを算出のうえ、ROE目標を設定する等の取組みをすべき。さらに、それらの目標のPDCAを開示し、投資家との対話を進めることで、より効果を高めるべき。（生命保険協会）
- 企業価値（EV）のマイナスが恒常化している企業には上場廃止を促すべき。（リム・アドバイザーズ）
- 新規上場時の「企業の継続性及び収益性」の審査において、「ROEが継続的に資本コストを超えると認められること」を追加すべき。（ストラテジックキャピタル）
- 経営者に資本効率や株価を意識させるための規律として、上場廃止基準に「株価指標」の項目を追加し、「PBRが5年継続して1倍を下回っている場合」を規定すべき。（ストラテジックキャピタル）

- スタンダード市場においても、市場を通じた規律付けを機能させる観点から、情報開示の促進や一定のガバナンスの確保を求める意見が多数

- スタンダード市場に甘んじる企業に対して、**情報開示**については圧力を強めにかけて、自浄作用と株主目線を意識させるべき。（個人投資家）
- 株主価値向上に積極的ではない**スタンダード市場の企業により緩いガバナンスを認めることは、規律が働かない状態を温存**することになるため、市場区分に関わらず同水準のガバナンス要件が課されるべき。（Kaname Capital）
- スタンダード市場の緩いガバナンスに安住している**経営者に一般株主が退出を迫ることが可能となるよう、流通株式比率基準を引き上げ**、安定株主比率を30%未満にすべき。（シンプレクス・アセット・マネジメント）
- リソースの限られる機関投資家に対して、スタンダード市場の上場会社に対するモニタリングやエンゲージメントを期待することは難しいため、**支配権市場を通じた規律付けを行うことが有効**。具体的には、①株式所有の分散を進めること（安定株主比率と株主総会の議案についてM o Mの賛成を得られているかの開示等）、②買収提案に対応する取締役会の機能強化（全ての買収提案で特別委員会を設置し、社外取締役が条件の公正性を判断）が有効。（Kaname Capital）

- 市場全体の活性化に繋がるよう、スタンダード市場においても、より幅広い企業・開示書類の英文開示が進む取組を進めるべき。（生命保険協会）
- 中長期的な企業価値向上の観点から、「社外取締役に期待する役割と実績に関する情報開示・対話充実」と、「人的資本・知的財産への投資を含む中長期的な投資戦略の情報開示・対話充実」と、「経営層による対話への関与推進」を進めるべき。（生命保険協会）
- 気候変動をはじめとしたESG要素は企業価値に与える影響が大きい要素であることから、「温室効果ガス削減に向けた2050年カーボンニュートラル目標等の策定検討」、「統合報告書等を通じた、ESGを含む非財務情報の開示充実」及び「持続的な成長を実現するための中期経営計画の策定」を進めるべき。（生命保険協会）
- コーポレートガバナンス・コードの原則のうち個別企業が「コンプライ」としている事項の実態を取引所が調査・確認すべき。（ストラテジックキャピタル）

- 自社に適した方法で企業価値向上に取り組むという市場コンセプトも踏まえ、各社の目指す方向性や企業価値向上への取組の開示を求めるべきとの意見

- スタンダード市場は他の市場に比して位置づけが曖昧であるため、上場会社に対して、プライム市場へのステップアップを目指すのか、現状での経営安定や緩やかな成長曲線を描くことを優先するのかといった**立ち位置を積極的に投資家に開示させるべき**。(タイム)
- プライム市場の基準を満たしていながらスタンダード市場を自ら選択している企業については、市場選択の考え方や**今後の企業価値向上への取組などについて、より丁寧に分かりやすく具体的な説明**がなされることを期待。(三井住友トラスト・アセットマネジメント)
- 現状では、スタンダード市場の銘柄がプライム市場の小型株と変わらない。(メトリカル)
- スタンダード市場のコンセプトに合致した新規上場基準又は上場維持基準の見直しを、中長期的な課題として検討すべき。(SBI証券)

- 新規上場企業のIRの充実を促す取組が必要との意見

- IPO市場としての機能発揮の観点から、中長期目線の機関投資家の投資判断に資するようなアクションプランの開示等、**新規上場企業のIR活動の充実を促す取組**をすべき。(生命保険協会)

## Ⅲ. グロース市場について

---



- 高い成長可能性を有する企業向けのグロース市場のコンセプトを踏まえて、高い成長の実現を促進していくための枠組みがより一層求められるとの意見が多数

- 成長期の企業群であるため、時価総額や利益額・率といった項目の成長率を重視した経営を評価していく枠組みが必要。テンバガー銘柄が少ないことは問題。（タイム）
- 一定期間成長が見られず赤字のままの企業など、いわゆる「ゾンビ企業」は上場廃止とする仕組みづくりが重要。（タイム）
- 受け皿となる市場が十分に機能・成熟しないまま、グロース市場の退出基準の厳格化だけが行われることは避けるべき。（SBI証券）
- グロース市場は、流動性や時価総額に関わらず、高い成長を志す企業があえて選択する理由のある市場として形成してゆく必要。例えば、小規模ながらも成長のために公開市場からの資金調達を必要としている企業に対しては、迅速な上場審査を認める一方で、上場時の創業メンバーによる売出しを制限する等の施策を求めることや、所有と経営に関して独自のガバナンス体制を維持し、ユニークな成長を志している企業には議決権種類株式の発行を緩和することなども考えられる。（Kaname Capital）
- 「グロース」をEPSの成長と捉えれば、グロース市場では債務超過基準もより弾力的に運用し、キャッシュ・フローが安定している企業については、純資産を超えた自己株式取得を認めることも考えられる。（Kaname Capital）

- 新規上場企業のIRの充実を促す取組が必要との意見や、未上場株式の流通市場の整備やプロマーケットの活用が必要との意見

- IPO市場としての機能発揮の観点から、中長期目線の機関投資家の投資判断に資するようなアクションプランの開示等、**新規上場企業のIR活動の充実を促す取組**をすべき。（生命保険協会）
- 企業規模の小ささに関して、新規上場の形式要件の引き上げを検討する場合、関係者の相当な反発が予想される。また、**未上場株式の流通市場の整備**も、実現するとしてもかなりの時間がかかると思われ、解決の難しい課題だが、特にグロース市場の機能発揮の観点からは検討が必要。（SBI証券）
- **東京プロマーケットの位置づけ・活用についても検討してはどうか**。まず東京プロマーケットに上場し、「東証上場企業」として一定の信用力を得てもらい、そこで相応に成長した上で、一般市場に上場していくという流れを作れないか。日証協（非上場株式WG）の特定投資家私募制度とのすみわけも不明確なまま、各者が個別に動いている印象。（SBI証券）



- プライム市場と同様に、企業に資本効率や株価の改善を促す必要があるとの意見や、情報開示の促進やガバナンスの充実が必要との意見

## (資本効率や株価の改善に向けた取組の促進)

- 中長期的なROE向上に向けて、資本コストを算出のうえ、ROE目標を設定する等の取組みをすべき。さらに、それらの目標のPDCAを開示し、投資家との対話を進めることで、より効果を高めるべき。(生命保険協会)
- 新規上場時の「事業計画の合理性」の審査において、「上場から10年経過後はROEが継続的に資本コストを超えると認められること」を追加すべき。(ストラテジックキャピタル)
- 経営者に資本効率や株価を意識させるための規律として、上場廃止基準に「上場から3年経過後以降かつPBRが5年継続して1倍を下回っている場合」を規定すべき。(ストラテジックキャピタル)

## (情報開示の促進やガバナンスの充実)

- 中長期的な企業価値向上の観点から、「社外取締役に期待する役割と実績に関する情報開示・対話充実」と、「人的資本・知的財産への投資を含む中長期的な投資戦略の情報開示・対話充実」と、「経営層による対話への関与推進」を進めるべき。(生命保険協会)
- 気候変動をはじめとしたESG要素は企業価値に与える影響が大きい要素であることから、「温室効果ガス削減に向けた2050年カーボンニュートラル目標等の策定検討」、「統合報告書等を通じた、ESGを含む非財務情報の開示充実」及び「持続的な成長を実現するための中期経営計画の策定」を進めるべき。(生命保険協会)
- コーポレートガバナンス・コードの原則のうち個別企業が「コンプライ」としている事項の実態を取引所が調査・確認すべき。(ストラテジックキャピタル)

## IV. 経過措置について

---



## ● 経過措置は速やかに（具体的には2～3年程度）で終わらせるべきとの意見が多数

- 上場基準の形骸化に繋がってしまっては市場区分の見直しを行った意味がなくなるため、速やかに経過措置を終了し、基準に適合しない会社の上場廃止を行うべき。（タイム）※個人投資家などからも同様の意見
- 早急に2～3年を目安とした期限を設定すべき。（フィデリティ投信）※リム・アドバイザーズなどからも同様の意見
- 経過措置は、3年程度を目安とすべき。（機関投資家協働対話フォーラム）
- できるだけ早く期限を切るべき。5年は長すぎる。（メトリカル）※個人投資家からも同様の意見
- スケジュール自体は早期に明確化することが望ましく、相応の期限を設定する場合には、実効性を高めるための中間目標の設定なども有効。（三井住友トラスト・アセットマネジメント）

## ● 当初計画（2021年12月までに開示した計画）の期限まで経過措置の適用を認めるべきとの意見も

- 資本市場における規律を働かせ、企業価値向上に向けた取組みを後押しする観点からは、安易な延長を認めず、原則として、上場企業が自ら提出した当初計画を期限とすべき。（生命保険協会）
- 期限が3年などと定められていない中で、各社が計画を策定し、それを前提として市場選択を行ったことを踏まえ、2021年12月まで（市場選択申請期間）に提出した計画書の期限までは、経過措置適用を認める対応が必要。（SBI証券）
- 適合に向けた計画書の提出により、経過措置の適用を受けている上場会社が存在する中で、経過措置の期限を5年と定めた場合に、5年後に即座に上場廃止にするかについて、明確化が必要。（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）

- 経過措置の終了に際しては、投資者保護の観点から、上場廃止となる銘柄の十分な取引機会の確保が必要との意見のほか、市場区分の変更手続きの簡素化が必要との指摘

- **投資家保護**の観点から、整理銘柄指定期間の長期化等の措置をとることで**取引機会を十分に確保する必要**。  
（りそなアセットマネジメント）※タイムからも同様の意見
- 他市場に移行する場合、現状では新規上場手続が必要となっているが、会社側の負荷が大きいため、たとえば、**他の市場からプライム市場に移行する場合のみを新規上場手続の対象とする等の見直し**が必要。（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）※りそなアセットマネジメントからも同様の意見
- 経過措置が現在提出している適合計画の期間より短い期限で設定される場合には、設定時に**適合計画の見直し期間や、市場選択・移行期間を設ける必要**。（SBI証券）
- 上場廃止後の受け皿の議論については、株主の自己責任との一貫性も考慮し、上場廃止ルールの透明性と予見性を高めるといった観点での検討が必要。（三井住友トラスト・アセットマネジメント）

- 経過措置の適用状況等について、リストを公表すべきとの意見

- **経過措置の適用状況や、計画書等の期限設定の状況をリスト化・公表**する等により、企業の取組を後押しすべき。（りそなアセットマネジメント）

# V. その他

---



## <少数株主保護に関する論点など>

- 市場の自浄作用が働くような制度設計を希望。全部買付義務（40%以上の持ち分を保有する場合）の導入、MOMによる意思確認（M&A以外の局面でも利用）、取締役と支配的株主の受託者責任の明確化、株主総会運用の改善（実質株主の株主権行使や株主総会参加を容易にするためのテクノロジー対応、共同保有を巡る制度の明確化）などが考えられる。（Kaname Capital）
- 「公正なM&Aの在り方に関する指針」（2019年6月28日、経済産業省）の「第3章 実務上の具体的対応（公正性担保措置）」が実質的に実行されるための仕組みの構築や、少数株主の権利を阻害するMBOを実施した企業の再上場の制限といった施策を実施すべき。（リム・アドバイザーズ）
- （プライム市場の）支配株主をもつ上場子会社は、プライム市場からスタンダード市場に市場変更すべき。また、実質的な支配力を持つ株主（支配的株主）を持つ被支配企業や、買収防衛策を導入している企業で、株価純資産倍率（PBR）1倍割れが恒常化している場合は、プライム市場からスタンダード市場に市場変更すべき。（リム・アドバイザーズ）
- 親子上場が放置されているのは問題であり、ガイドラインを示して指導していただきたい。（個人投資家）
- （プライム市場の）上場子会社については独立社外取締役過半数を必須化すべき。（機関投資家協働対話フォーラム）
- 親子上場会社においては、プライム市場の「高いガバナンス水準」を充足するための形式要件を個別に設けることの可否についても議論すべき。（SBI証券）
- 「投資家との対話」の実効性を確保するためにも、少数株主保護をより重視した市場設計であることが望ましい。（三井住友トラスト・アセットマネジメント）
- 上場維持基準に抵触して上場廃止となる場合において、利益相反防止措置が必要。安定株主工作がされており、一般株主は経営者を退出させることができず、市場で売却するという選択肢しかない場合、株価は暴落するが、将来MBOを企てている経営者には好都合となる。（シンプレクス・アセット・マネジメント）
- 買収防衛策を導入している企業に何らかのペナルティを与えることで企業価値向上が図れるのではないか。（個人投資家）

## <その他>

- 流通株式数の計算に必要な「関係会社役員の保有株式数」について、関係会社が多数ある場合の事務負担が大きい。例えば、発行済株式総数から固定的な項目を控除して流通株式数を計算する方式ではなく、流動的な項目の積上げで一定割合に達するならば、関係会社役員の保有株数については調査不要とする等の負担軽減のための措置を明示的に示してもらうことを期待。（旭化成）
- 今後の保有状況報告書のフォーマットの変更については、市場関係者のリソースを考慮した慎重な対応を求めるとともに、変更時には、関係者との十分なコミュニケーションをお願いしたい。（生命保険協会）
- 権利行使の価値が著しく過小評価されているMSワラントが如何に株主を害するかについて周知が必要。（シンプレクス・アセット・マネジメント）
- インサイダーが疑われるような取引や、徒な増資、株主軽視の企業などを規制する仕組みや、成長への投資を推進するような仕組みづくりが必要。（タイム）
- 一部のグロース市場の企業において、投資家軽視のIRやコンプライアンス上問題のある企業活動が散見され、こうした状況への対応が整備されなければ投機筋の売買ばかりになってしまい健全な資金が流入してこないと考える。（タイム）
- 上場会社のガバナンスにおいて重要な役割を担う社外取締役を育てる仕組み、各企業が知名度に囚われずに自社のガバナンス向上に資する人材を積極的に社外取締役に起用出来る風土の醸成が必要ではないか。（SBI証券）
- 議決権電子行使プラットフォームについては、導入していない企業が存在する場合、投資家側の事務が複雑化するなどの課題が存在することから、市場区分に関わらず導入が進むような議論をお願いしたい。（生命保険協会）
- すべての会社が指名委員会等設置会社制度を採用することはまだ現実的でないにしても、採用を促進する方法を検討すべき。（海外機関投資家）
- 投資家が、本質的な業績と、為替変動による影響を明確に区別できるよう、Non-GAAP財務指標として恒常為替レートでのレポーティングを上場会社に推奨すべき。（海外機関投資家）

- 本資料は、市場区分の見直しに関するフォローアップ会議（以下、「フォローアップ会議」という。）にて、市場関係者等の皆様からお寄せいただいた意見の概要を紹介することを目的としており、フォローアップ会議又は東京証券取引所（以下、「東証」という。）の見解を示すものではなく、また、今後の東証の施策の方向性を示すものでもありません。
- お寄せいただいたご意見につきましては、数の多寡にかかわらず参考にさせていただきます。同様のご意見が多数寄せられたことをもって施策の方向性を決定するものではありません。
- 本資料は、お寄せいただいたご意見を原文のままご紹介するものではありません。類似または共通している他のご意見と統合している場合や重複等を考慮して要約している場合があることに加え、事実の指摘に留まるもの、個別具体的な事例に言及するもの、その他今回の意見募集の趣旨から外れていると思われるものはご紹介を控えています。なお、この概要において言及されているか否かにかかわらず、また、如何なるかたちで言及されているかにかかわらず、原文のご意見を参考にさせていただきます。
- 日本語以外の言語で寄せられた意見は、日本語に翻訳した上でご紹介しております。翻訳にあたっては正確を期しておりますが、細かなニュアンス等の原文のご意見をご紹介しきれない可能性があります。